

1 者応札・1 者応募に係る改善方策について

平成21年5月
独立行政法人空港周辺整備機構

空港周辺整備機構では、平成19年12月の随意契約見直し計画に基づき、一般競争の拡大、総合評価方式・企画競争の導入など、より競争性の高い契約方式に移行し、併せて応募要件を見直すなどにより、競争参加者の拡大を図ってきているところであります。

一方、これら競争を実施した結果、1者応札・1者応募となっているものについて、その原因が必ずしも明確ではないものや業者側の要因によると考えられるものもありますが、発注者側からの要因分析を行い応札者を増やし実質的な競争性を確保するため、以下の方策を進めているところです。

1. 1 者応札・1 者応募の要因

- ①特殊な技術、特定の情報を有する者が有利となっているもの（既存システムの保守など、開発業者以外の者が参入しない傾向があるもの）
- ②業務に特殊性・専門性があるもの（特殊な知識、技術、資格を要する業務で、対応できる者が限定的になっているもの）

2. 改善方策

（1）公告期間の十分な確保

現在、休日を含めて10日間以上としている公告期間について、原則として休日を除く日で10日間以上の公告期間を確保する。

（2）業務等準備期間の十分な確保

契約（落札）後の準備期間を考慮した上で契約期間を設定し、年度当初から業務が開始されるものについては、落札決定から業務開始までに十分な期間を設けられるよう入札時期を設定し新規参入を促す。

（3）業務実績等競争参加要件の緩和

企業や技術者に求める実績要件については、過度の制約とならないよう必要最小限のものとする。

（4）特殊な技術、特定の情報を有する者等対応できる者が限定的なものへの対応

専門性の高い業務や、既存システムの保守などについては、仕様書等において業務内容を具体的に提示し、可能な限り入札等に必要な詳細情報等を提供するよう努め、費用リスクを考慮したうえでの企業判断を可能とするため、複数年契約への移行を検討する。

（5）その他

一者応札となっている案件については、内部監査や入札監視委員会（第三者委員会）等においてその要因等を分析し、それに対応した方策を講じられるよう引き続き検討、審議を行う。